

貸金庫約款新旧対比表

旧	新
<p>1. 格納品の範囲 (1) ~ (2) (省略)</p>	<p>1. 格納品の範囲 (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. 利用目的の確認</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>
<p><u>2. 契約期間等</u></p> <p><u>3. 使用料</u></p> <p><u>4. 鍵の保管</u></p> <p><u>5. 貸金庫の開閉等</u></p> <p><u>6. 届出事項の変更等</u></p> <p><u>7. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>8. 印鑑照合等</u></p> <p><u>9. 損害の負担等</u></p> <p><u>10. 反社会的勢力との取引拒絶</u></p> <p>この貸金庫は、第 <u>11</u> 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>11</u> 条第 3 項各号の一にでも該当する場合は、当行はこの</p>	<p><u>3. 契約期間等</u></p> <p><u>4. 使用料</u></p> <p><u>5. 鍵の保管</u></p> <p><u>6. 貸金庫の開閉等</u></p> <p><u>7. 届出事項の変更等</u></p> <p><u>8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>9. 印鑑照合等</u></p> <p><u>10. 損害の負担等</u></p> <p><u>11. 反社会的勢力との取引拒絶</u></p> <p>この貸金庫は、第 <u>12</u> 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>12</u> 条第 3 項各号の一にでも該当する場合は、当行はこの</p>

(追加)

貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

11. 解約等

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一でも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

(追加)

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ明渡してください。

①～③ (省略)

(4) (省略)

(5) 第 1 項から第 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日

貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一でも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与等、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

①～③ (省略)

(4) (省略)

(5) 第 1 項から第 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日

または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(6) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(7) (省略)

12. 貸金庫の修繕、移転等

13. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行の副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

14. 譲渡、転貸等の禁止

15. 保証人

16. 成年後見人等の届出

17. 規定の変更

または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(6) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は予備鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(7) (省略)

13. 貸金庫の修繕、移転等

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行の予備鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

16. 保証人

17. 成年後見人等の届出

18. 規定の変更